

平成20年3月24日

各 位

株式会社 錢高組

### 建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、名古屋市発注の地下鉄工事に関して、独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに伴い、平成20年3月24日に国土交通省近畿地方整備局から、下記のとおり建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続き役職員全員に対し法令順守と企業倫理を徹底し、再発防止と社会的な信用回復に努力していく所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 停止の対象となる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

##### 2. 期 間

平成20年 4月 7日から平成20年 4月21日までの15日間

以 上